

NO!

〈警察からのお知らせ〉

薬物「運び屋」

「運び屋」への誘いに乗らない

- 薬物犯罪組織等は、知人の紹介、元同僚、学校時代の先輩・後輩等、あらゆる人間関係を利用して「運び屋」になるように誘ってきます。

違法な薬物には絶対に関わらない

- 薬物「運び屋」は、重大な犯罪です。日本でも外国でも重い罪で厳しく処罰されます。

不用意に他人から荷物を預からない

- 他人から預かった荷物でも、自分の携行品の中身については責任を問われます。
「知らなかった」、「分からなかった」ではすみません。



《チョコレートに偽装して密輸された覚醒剤》

薬物犯罪組織等からの誘いに応じ、安易な気持ちや報酬目当てで薬物の「運び屋」になり、密輸入等の罪で検挙される者が増えています。

「運び屋」の事例とその刑罰

(事例1)

仕事もなく、居候先の男に相談していたところ、「海外旅行に行ってくるだけで50万円くらいになる仕事がある。渡航費用も心配いらない。」と誘われ、金欲しさから「運び屋」になった。

(懲役8年 罰金300万円)

(事例2)

刑務所仲間から、「仕事がある。シャブの密輸。警察から見つかっても、外人から無理矢理運ばされたと言え。お礼はする。」と誘われ、出所後に世話になっていたことと金欲しさから「運び屋」になった。

(懲役9年 罰金250万円)

(事例3)

客から、「フィリピンや中国から覚醒剤を運ぶ事で300万の報酬が入る。やれば借金も返せるだろう。みんなX線や麻薬犬もクリアして100%成功している。」と誘われ、借金返済と金欲しさから「運び屋」になった。

(懲役8年 罰金400万円)

(事例4)

借金返済後、再度、借金を申し込んだところ、「儲け話がある。ヤバい仕事。スーツケースをマレーシアから持って帰るだけ。」と誘われ、会社の運営資金等欲しさに「運び屋」になった。

(懲役7年 罰金300万円)

(事例5)

元職場の同僚から、「海外からカバンを運ぶ仕事をしないか。」と誘われ、金欲しさから「運び屋」になった。その後、同僚から紹介された者から「カバンの蓋の内側に物を隠している。X線検査も検知されない。」と言われた。

(懲役8年 罰金450万円)

薬物に関するお問い合わせや相談は、最寄りの警察署又は
薬物110番 (0857-26-3774) へ